

■ 申請時点で、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

✓ 欄	申請者の要件
①	所有権を有する個人又は所有者の承諾をうけた者である。
②	市税を滞納していない。
③	暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）ではない。
④	10年以上地域活性化の目的で活用する。（10年間活用状況の報告が必要）
⑤	跡地の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行う。

✓ 欄	除却工事等の要件
①	特定空家等に認定されている。
②	除却工事（建築物又は工作物の撤去）、附帯工事（門扉、塀、立木等の撤去）を行う。
③	市内の施工業者が行う。
④	1年以上空き家である。
⑤	公共工事の施工に伴う補償の対象工事ではない。
⑥	跡地の適正な管理を行う。

- ・除却等工事契約前に申請が必要です。
- ・空家法第22条第2項に基づき勧告された特定空家等は補助対象外です。
- ・同一空家等につき、1回のみ申請ができます。ただし、応急措置を行った空家等については、除却工事の申請ができます。（除却工事の上限は、応急措置の補助金額を控除した額となります。）

岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

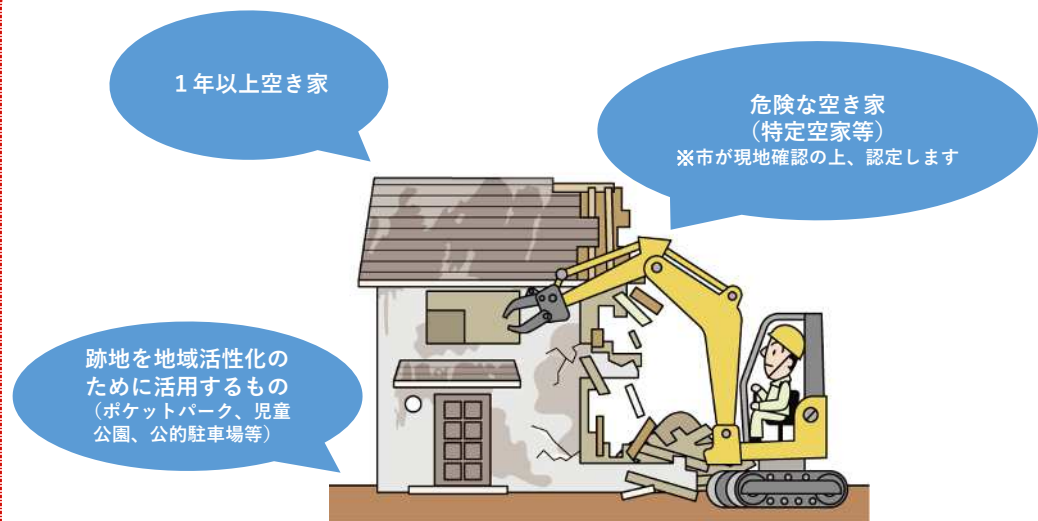
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

akiya@city.okayama.jp



## 令和8年度 岡山市空家等適正管理支援事業 地域活性化除却補助金

老朽化した空き家の円滑な除却を図るため、空き家の除却等の費用の一部を補助する制度です。



申請受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年12月18日(金)まで  
(令和9年2月12日(金)までに実績報告が必要です)

補助率

補助対象経費 (除却費用) の4/5

補助  
上限額

200万円

▼申請書類

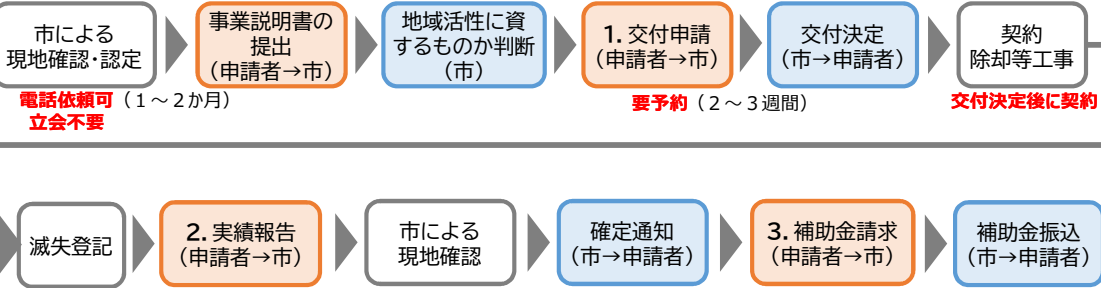


▼建設リサイクル法



- ・予算に達し次第受付を終了します。
- ・相談や提出は事前に予約をしてください。
- ・補助の要件や申請書類などは、市HPをご確認ください。
- ・虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の返還をしていただくことがあります。

■ 申請の流れ



✓ 欄	1. 交付申請時に必要な書類
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)
	② 住民票
	③-1 不動産登記事項証明書 (建物) 又は登記情報提供サービスによる登記情報
	<所有者が複数いる場合> ③-2 補助金の申請に係る同意書 (参考様式)
	<建物登記がない場合> ③-3 遺産分割協議書など所有権が確認できるもの
	④ 市税の滞納無証明書
	⑤ 電気又は水道使用量の明細書など (1年以上空き家であることがわかるもの)
	⑥ 工事の見積書 (施工場所、施工内容がわかるもの) (作成年月日、施工者の名称、所在地、押印があるもの)
	⑨ 外観及び応急措置を行う部分の写真 (申請から2か月以内の撮影日のあるもの)
	⑩ 産業廃棄物処分予定書 (参考様式)
	⑪ 消費税仕入額控除確認書 (参考様式)
	<過去に応急措置の補助金を受けている場合> ⑫ 応急措置の補助金交付確定通知書等
	<代理受領の場合> ⑬ 代理受領 (予定・変更) 届出書 (様式第9号)
	<交付決定後に提出が必要> ⑭ 債権者登録申請書

■ 除却等工事内容

- ・除却工事…建築物及びこれに附属する工作物の撤去に係る工事 (門扉及び塀の撤去に係るものを除く。)
- ・附帯工事…門扉、塀、立木等の撤去に係る工事

✓ 欄	2. 実績報告時に必要な書類
	① 補助金実績報告書 (様式第6号)
	② 工事請負契約書又は注文書及び請書の写し (契約日は補助金交付決定日以降の日付であるもの)
	③-1 除却等工事の領収書及び明細書の写し (作成日、施工業者の名称、所在地及び押印があるもの。一式計上は不可)
	<代理受領の場合> ③-2 除却等工事費から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
	<代理受領の場合> ③-3 内訳報告書 (様式第11号)
	④ 除却等工事部分の施工前、施工中、施工後の写真 (撮影日のあるもの)
	⑤ 跡地の管理に係る契約書等
	⑥ 建設リサイクル法に基づく届出済証 (ステッカー) の写し (一定規模以上の除却工事に限る)
	⑦ 産業廃棄物管理票の写し (E票) 又は最終処分終了日の記載がある電子マニフェスト情報の写し
	⑧ 解体が確認できるもの (家屋減失申請書の写し、建物減失証明書、閉鎖事項証明書 (建物))

✓ 欄	3. 補助金請求時に必要な書類
	① 補助金請求書 (様式第8号)
	② 補助金確定通知書 (実績報告後に市が作成するもの) の写し
	<代理受領の場合> ③ 代理受領に係る委任状 (様式第12号)

・市による現地確認及び認定には時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります

■ 必要書類の取得について ※詳しくは、各機関へおたずねください

- ・住民票…各区役所 市民保険年金課、各支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナーなど  
そのほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得可能です
- ・不動産登記事項証明書 (建物)、閉鎖事項証明書 (建物)…岡山地方方法務局 (岡山市北区南方一丁目3番58号)  
オンラインでの請求や登記情報提供サービスの利用ができます
- ・市税の滞納無証明書…各区の市税事務所 マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます
- ・家屋減失申請書…各区の市税事務所
- ・建物減失証明書…解体業者

■ 代理受領について

補助金を市から直接施工業者へ支払うことができる制度です。ご希望の方は、必要書類を提出してください。

